

関市一般不妊治療費助成事業

❖一般不妊治療費に要する費用の一部を助成します❖

2021年度の助成は、2021年3月1日～2022年2月末日の一般不妊治療費の一部を助成します。

【対象者】

助成は、以下のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 治療日および申請日のいずれにおいても夫婦（事実婚も含む）の双方または一方が市内に住所を有すること
- ② 市税、保育料、水道料金等に滞納がないこと

【助成内容】

1年度あたり本人負担額として支払った額に2分の1を乗じた額（5万円を上限とする）。助成期間は、治療に係る事前検査等を開始した診療日の属する月から連続2年間。

【申請方法】

次の必要な書類をそろえ、2022年3月末までに保健センターへ申請してください。

- ① 関市一般不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）、請求書（別記様式第5号）
- ② 関市一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）
- ③ 一般不妊治療を受けた医療機関および薬局等が発行した領収書の原本
- ④ 事実婚の場合、事実婚関係等に関する申立書